

2026年2月14日

IKO 製品の輸出管理について

日本トムソン株式会社
輸出管理室

I. 基本方針

- 1 日本トムソン株式会社（以下、「当社」といいます。）は、国際的な平和および安全の維持を目的とした「外国為替及び外国貿易法」等（以下、「外為法等」といいます。）の輸出関連法規を遵守します。
- 2 当社は、輸出関連法規を遵守するため、社内組織の設置および社内規程の整備を行い、外為法等に違反して当社製品の輸出および技術の提供を行いません。
- 3 当社は、国内販売であっても、最終的に外為法等に違反して輸出されることが明らかな場合は、当社は販売を行いません。

II. 判定リストについて

- 1 当社**標準製品**の輸出貿易管理令（以下、「輸出令」といいます。）に基づく、リスト規制の判定結果については、下記判定リストをご覧ください。
また、キャッチオール規制、輸出令別表第二および米国輸出管理規則（E A R）の判定結果については、同リスト下欄をご覧ください。
- 2 カタログに掲載されていない特殊品については、製品選定の段階で当社営業担当者にご相談いただくか、下記「該非判定依頼書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入し当社営業担当者へ送付願います。この場合、該非判定書の発行にお時間をいただく場合がございます。
- 3 当社製品の判定に伴い、仕入れ先等のお取引先様に該非判定書、E A R判定書等のご提出をお願いする場合がございます。
その際はご協力くださいますようお願いいたします。

以 上

ニードルシリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・シェル形ニードルベアリング	TA…Z, TAW…Z, TAM, TAMW, TLA…Z, TLAW…Z, TLAM, TLAMW, YT, YTL, TLA…UU, BA…Z, BAW…Z, BAM, BAMW, BHA…Z, BHAM, YB, YBH	非該当	・輸出令別表 第1 4ー(5の2) ・輸出令別表 第1 6ー(1)
・汎用ニードルケージ	KT, KTW, KT…N		
・コネクティングロッド用ニードルケージ	KT…EG, KTV…EG		
・旋削形ニードルベアリング	RNA, NA, TR, TRI, TAF, TAFI, BR, BRI, GTR, GTRI		
・Cループ旋削形ニードルベアリング	TAF…/SG		
・分離形ケージ付ニードルベアリング	RNAF, RNAFW, NAF, NAFW, RNAF…N		
・保持器付ローラベアリング	NAU, TRU		
・総ころローラベアリング	NAG		
・シープ用ローラベアリング	NAS		
・スラストベアリング	NTB, AZK, AZ, WS, GS, AS		
・複合形ニードルベアリング	NAX, NAXI, NBX, NBXI, NATA, NATB		
・内輪	IRT, IRB, LRT, LRTZ, LRB, LRBZ…B		
・カムフォロア	CF…B, CF…VB, CF…FB, CFE…B, CFE…VB, CFES…B, CF…WB, CF…FWB, CFKR,CFKR…V, CFKRE, CFKRE…V, CF-RU1, CF-FU1, CF-SFU…B,CF…G,CF…WB…/SG, CFS, CFS…V, CFS…F, CFS…FV, CFS…W, CFS…WV, CFS…FW, NUCF…B, CR…B, CR…VB, CR, CR…V, CRH…V,CRH…VB, CFC…BUUR,CFC…VBUUR		
・カムフォロア用Cループユニット	CL	対象外	機械部品(給油装置)
・ローラフォロア	RNAST, NAST, NART, NART…V, NART…F, NART…/SG, NURT, CRY	非該当	・輸出令別表 第1 4ー(5の2) ・輸出令別表 第1 6ー(1)
・クロスローラベアリング	CRBHV,CRBH, CRBFV, CRBC, CRB, CRBT, CRBTF, CRBS, LCRB		
・球面滑り軸受	SB, SB…A, GE…E, GE…ES, GE…G, GE…GS, SBB, GE…EC		(滑り軸受) ・輸出令別表 第1 4ー(5の2) ・輸出令別表 第1 6ー(1)
・ピロボール	PB, PHS(…A), POS(…A), PHSA, PHS…EC, POS…EC, PHSB, POSB		
・エルボール	LHSA, LHS		
・エルボール用ダストカバー	PRC		一般機械部品(ゴムカバー)
・旋回ノズル	SNA, SNM, SNPT	対象外	一般機械部品(切削油吐出ノズル)
・ニードルベアリング用シール	OS, DS		一般機械部品(シール)
・ニードルベアリング用サークリップ	WR, AR		一般機械部品(止め輪)
・ニードルローラ	N	非該当	・輸出令別表 第1 4ー(5の2) ・輸出令別表 第1 6ー(1)
・注油ノズル	A-5126T, A-5120R, B-5120R, A-5120V, A-5240V, B-5120V, B-5240V	対象外	一般機械部品(グリースガン用)
・グリースニップル	NPT, NPB, NPF		一般機械部品(グリースニップル)

- ・[非該当]: 輸出令別表第1の1〜15までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。
- ・[対象外]: 輸出令別表第1の1〜15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
- ・上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。ただし、ロシア・ベラルーシを仕向地とする場合は、輸出令別表第2の3に記載の輸出等の禁止措置対象品目に該当します。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外のニードルシリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

直動シリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・CルーブリニアウェイL	ML, MLF, MLC, MLG, MLFC, MLFG, MLL	対象外	一般機械部品(直動案内機器)
・リニアウェイL	LWL, LWLF, LWLG, LWLC, LWLFC, LWLFG, LWL…B, LWLF…B, LWLG…B, LWLC…B, LWLFC…B, LWLFG…B		
・CルーブリニアウェイLV	MLV		
・CルーブリニアウェイV	MV		
・CルーブリニアウェイE	ME, MET, MES, MEC, MEG, MESC, MESG, METC, METG		
・リニアウェイE	LWE, LWET, LWES, LWEC, LWEG, LWESC, LWESG, LWETG, LWETC		
・低騒音リニアウェイE	LWE(T,S)…Q		
・CルーブリニアウェイH	MH, MHT, MHD, MHDC, MHDG, MHDL, MHG, MHS, MHSg, MHTG, MHTL		
・リニアウェイH	LWH, LWHD, LWHDC, LWHDG, LWHG, LWHS, LWHSg, LWHT, LWHTG, LWHY		
・リニアウェイF	LWFH, LWFF, LWFS		
・CルーブリニアウェイUL	MUL		
・リニアウェイU	LWUL, LWU		
・CルーブリニアローウェイスーパーX	MX, MXD, MXS, MXN, MXNS, MXNL, MXC, MXDC, MXDG, MXG, MXL, MXDL, MXNG, MXNSG, MXNSL, MXSG, MXSC, MXSL		
・リニアローウェイスーパーX	LRX, LRXD, LRXS, LRXC, LRXDC, LRXDG, LRXDL, LRXH, LRXG, LRXHC, LRXL, LRXSC, LRXSG		
・リニアローウェイX	LRWX, LRWXH		
・リニアウェイモジュール	LWLM, LWM, LRWM		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローウェイ	CRWG		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローウェイH	CRWG…H		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローウェイV	CRWG…V		
・クロスローウェイ	CRW, CRWM		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローウェイユニット	CRWUG		
・クロスローウェイユニット	CRWU		
高剛性精密ボールスライド	BWU		
精密ボールスライド	BSP, BSPG, BSR		
ボールスライド	BSU…A		
・CループボールスブラインG	MAG, MAGF, MAGFT, MAGL, MAGT, MAGLT		
・ボールスブラインG	LSAG, LSAGF, LSAGL, LSAGT, LSAGFL, LSAGLT, LSAGFT, LSAGFLT		
・ブロック形ボールスブラインG	LSB, LSBT		
・有限ストロークボールスブラインG	LS, LST		
・リニアプッシングG	LMG , LMGT		
・リニアプッシング	LM, LME, LMB, LK		
・ミニアチュアリニアプッシング	LMS,LMSL		
・ストロークロータリプッシング	ST	非該当	・輸出令別表 第1 4ー(5の2) ・輸出令別表 第1 6ー(1)
・ミニアチュアストロークロータリプッシング	STSI, STS, OR, BK, SF		
・ボールガイド	BG	対象外	一般機械部品(直動案内機器)
・ローラウェイ	RW, RWB, SR, GSN		
・フラットケージ	FT, FT…N, FTW		
・専用ジャバラ	JE, JH, JF, JR		一般機械部品(防塵用ジャバラ)
・注油ノズル	A, B		一般機械部品(グリースガン用)
・配管継ぎ手	LC, SC		一般機械部品(潤滑剤供給用)
・IKOグリース※	MT2, CG2, CGL, AF2	非該当	(潤滑グリース) ・輸出令別表第1の3ー(1) ・輸出令別表第1の5ー(10)(11)(12) ・輸出令別表第2の35ー(3)等

・[非該当]: 輸出令別表第1の1～15までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。

・[対象外]: 輸出令別表第1の1～15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。

・上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。ただし、ロシア・ベラルーシを仕向地とする場合は、輸出令別表第2の3に記載の輸出等の禁止措置対象品目に該当します。

・当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。

・上表のうち下記の形式以外の製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。
EAR99該当品: IKOグリース AF2

・上記以外の直動シリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

・IKOグリースの該非判定につきましては、2026年6月17日施行の政省令等に対応しています。

※IKOグリースは、ミニグリースインジェクターまたはジャバラカートリッジに封入されています。同容器類は、リスト規制に対する該非判定の「対象外」となります。

メカトロシリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・精密位置決めテーブルTE	TE・・・B	対象外	
・精密位置決めテーブルTU	TU		
・精密位置決めテーブルL	TSL・・・M		
・精密位置決めテーブルLH	TSLH・・・M, CTLH・・・M		
・高精度位置決めテーブルTX	TX・・・M, CTX・・・M		
・グリーン精密位置決めテーブルTC	TC・・・EB		
・マイクロ精密位置決めテーブルTM	TM		
・精密位置決めテーブルTS・CT	TS, CT		
・精密位置決めテーブルLB	TSLB		
・ナノニアNT	NT		
・アライメントステージSA	SA・・・DE		
・リニアモータテーブルLT	LT		
・アライメントテーブルAT	AT		
・回転ステージSK	SK・・・W		
・アライメントモジュールAM	AM		
・精密昇降テーブルTZ	TZ		
・パラレルドライブステージPD	PD・・・S		
・リニアモータ駆動用 ドライブ (NT・・・V、NT88H、NT80XZ、 NT90XZH、SA、LT用)	ADVA-01NL/NT・・・ ADVA-01NLEC/NT・・・ ADVA-R5ML/NT・・・ ADVA-R5MLEC/NT・・・ ADVA-01NL/SA・・・ ADVA-01NLEC/SA・・・ ADVA-R5ML/SA・・・ ADVA-R5MLEC/SA・・・ ADVA-01NL/LT・・・ ADVA-01NLEC/LT・・・ ADVA-08NL/LT・・・ ADVA-08NLEC/LT・・・	非該当	・輸出管理令別表第一の二（八） ・輸出管理令別表第一の七（八の三）
・リニアモータ駆動用 ドライブ (NT55V、NT80V、SA用)	MR-J4-10B-RJ/NT・・・ MR-J4-10B-RJ/SA・・・	非該当	・輸出管理令別表第一の二（八）
コード類 ・モータ(中継)コード ・エンコーダ(中継)コード ・センサ中継コード ・リミット・エンコーダコード中継コード ・リミット分岐コード	TAE・・・	対象外	

・[非該当]: 輸出令別表第1の1～15までの項に品目名は記載されていますが、仕様としてリスト規制に該当しません。

・[対象外]: 輸出令別表第1の1～15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。

・上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。ただし、ロシア・ベラルーシを仕向地とする場合は、輸出令別表第2の3に記載の輸出等の禁止措置対象品目に該当します。

・当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。

輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。

・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則 (EAR) の再輸出規制の対象外です。

・上記以外のメカトロシリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

日本トムソン株式会社

支社

営業所 行

輸出管理に関する該非判定依頼書

当社は下記の製品を輸出又は社内管理のために、該非判定書の発行を依頼します。
輸出に際しては国内外の法令を遵守し、当社の責任において輸出に関する必要な手続きを行うことを確認します。

ご依頼者	〒		ー			
	所在地					
	社名					
	部署名				ご担当者名	
	TEL				FAX	
	E-mail					
輸出者 ★判定書に記載する宛先 ★ご依頼者と同じ場合は不要	〒		ー			
	所在地					
	社名					
	部署名				ご担当者名	
	TEL				FAX	
	E-mail					
仕向地(国名)					★事前確認用の場合は、想定できる主たる仕向地	
輸出先会社名						
最終顧客名					★輸出先会社名と同じ場合は不要	
用途・装置名						
	※ オートバイ、チップマウンター・マシニングセンター 等一般的な最終製品名でご記入ください。 ※ 具体的な最終製品名の特定が難しい場合は、一般産業用、家電用、民生用等の名称でも結構です。 ※ 用途・装置名は判定書作成上の重要な確認事項となっております。					
発行依頼理由	☐ 通関用	☐ 設計での事前確認用	☐ 社内管理用	☐ その他		
製品名	品 名		形 番			
			※ 記入欄が足りない場合は、別途添付をお願いします。			
	1					
	2					
	3					
	4					
5						
輸出形態	☐ 単体	☐ 装置組込み				
発行希望日	年	月	日			
	※ IKO標準製品の場合、依頼書到着後5稼働日以上のご猶予をお願いします。 ※ 特別な事由により短納期をご希望の場合は、理由をお聞かせください。 ※ 特別仕様の製品等では、購入部品の該非判定を必要とする場合があります、作成に時間を要します。					
判定書送付方法	☐ E-mail	☐ その他	※E-mailによる送付を基本とします。			
送付先の確認	☐ ご依頼者	☐ 輸出者	☐ その他()			
その他のご依頼等						

注) 1. 上記様式中のチェック欄(□)には、該当項目に■またはレ点の入力をして下さい。 ※ □ は必須項目です。
2. 上記様式中のチェック欄(□)には、同行内の1箇所にも必ずチェックをして下さい。

◎ご記入頂いた全ての情報は、輸出管理以外の目的には使用致しません。(日本トムソン株式会社)

I K O 記 入 欄	輸出管理室				受付 支社・営業所		
	管理責任者		事務局		営技課長	営業課長	受付者
	判定内容に対する「可・否」 可・否		判定内容に対する「可・否」 可・否				
	判定書番号 C-				発行No. :		
	判定書作成日: 年 月 日						